

I 基本方針

東日本大震災で被災した本市においては、復興公営住宅・防災集団移転団地などの新たな生活環境での孤立や沿岸地域の限界集落化の問題が懸念されております。

これらの課題に対応すべく、地域福祉は、子ども・高齢者・障害者など全ての人々と歩んで行ける「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民・ボランティア・社会福祉団体・行政と社会福祉協議会が協働で地域コミュニティを構築し、地域の福祉活動を推進することが必要です。

そのことから、本会といたしまして、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「第3次地域福祉活動計画」を策定しました。

石巻市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画 基本方針

- 1 ともに支え合う地域づくりの推進
- 2 福祉に関するニーズの把握や情報提供
- 3 ボランティア活動推進と福祉学習の推進
- 4 在宅福祉の推進
- 5 石巻市と連携した地域福祉活動の推進

この計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とし、石巻市の「第3期地域福祉計画」と連携し、市民の皆様と協働しながら、地域課題を共有し、解決方針とそれぞれの役割を理解して地域の福祉活動を推進するためのものです。

計画に基づき、地域福祉事業については、本市の復興の進捗状況に合わせ、地域における福祉課題についての情報の収集や提供・啓発活動を推進しながら、新たな地域や被災地域のコミュニティ形成・再生などにも対応できるよう、小地域福祉活動を推進するとともに、住民主体の支え合い活動を支援できるよう「地域福祉コーディネーター」の活動強化を図り、生活支援体制整備事業における「生活支援コーディネーター」業務に取り組みます。

また、従来の福祉教育を馴染みやすい「福祉学習」として、子どもから大人まで、福祉を身近に感じるところから福祉活動につなげる「福祉学習プログラム」に取り組むとともに、ボランティア活動の推進に関しては、地域に密着したボランティアの育成・支援に対する強化を図り、年代ごとのボランティアの育成や平時における活動支援コーディネートのほか、非常時に活動可能な災害ボランティアの育成と、登録者の増加を目指します。

最後に、社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人としてガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財政規律の強化を図るとともに、「第3次地域福祉活動計画」、さらには「第2次経営基盤強化計画」に基づき、きめ細かい情報提供とフォローアップ、進捗状況の把握と適時・適切な対応を行うなど、実効ある取り組みを行って参ります。

II 重点目標

1 本会の活動

長期的な視野に立った、新たな地域コミュニティ形成の一助を担い、住み慣れた地域で末永く安心して暮らし続けることができる、市民相互の支え合い体制作りのための事業を進めて参ります。

(1) 法人運営

- 主要な財源である会費の増収について、既存の自治会、また新たに形成された自治会並びに復興公営住宅等も含めた多くの市民の理解と協力を得るよう努めます。
- 社会福祉法改正に基づき、適正な法人運営に努めます。
- 新会計基準の運用と、適正な財務会計に努めます。
- 「第3次地域福祉活動計画」の推進と進行管理
- 「第2次経営基盤強化計画」の推進と進行管理

(2) 第3次地域福祉活動計画に基づいた各種事業の取り組み

- 各種事業について、これまでの実施内容や方法が、地域の実情に合っているかを検証し、より地域に根差した福祉活動になるように努めます。
- 役員及び職員が地域福祉活動のあり方を共有理解し、事業推進に向けた体制強化を図ります。
- 福祉学習については、校区内における社会資源の活用方法や、その連携の調整を積極的に行えるよう支援します。
- 子育て支援については、次世代を担う子どもたちと親のサポート支援に努めます。

(3) 介護保険事業、障害福祉サービス事業の推進

- 介護保険事業については、事業運営方法の見直しや経営改善を行い、在宅介護のニーズに合ったサービスの提供や、介護支援を実施します。
- 障害福祉サービス事業については、「就労継続支援B型事業」、「障害者地域活動支援センター事業」を実施し、利用者にあったサービスを提供するとともに、経営の改善を図ります。また、特定相談支援事業と基幹相談支援センター事業を実施し、多様化するニーズに対応します。

2 地域福祉活動の推進

震災の復旧・復興が進展する一方で、地域コミュニティの再構築が課題となっており、地域住民による「支え合い」や「見守り活動」の必要性が強く求められています。

このような中、地域福祉コーディネーターによる、きめ細やかな地域に寄り添う活動展開しながら、各地域の実情に見合った地域福祉活動を支援するため、住民主体の地域サロン活動や子育て支援事業、世代間交流事業を継続して推進します。

また、福祉学習支援事業や福祉団体の運営支援にも、引き続き取り組んで参ります。

3 ボランティアセンターの機能強化

市民ニーズの把握や各団体との連携を強化するとともに、新たな生活圏域のニーズにも対応できるよう各種講座や研修会等を開催しながらボランティア活動の活性化を図り、さらなる地域コミュニティの形成やボランティア精神の醸成に努めます。

また、災害ボランティア登録者の養成や登録を推進し、災害時支援体制の整備充実を図ります。

4 地域包括ケアシステムへの協力

石巻市が進めている地域包括ケアシステムについては、社会資源の活用調整役である本会のコーディネート機能を活かし、各地域のマネジメント業務に取り組み、地域コミュニティの充実と関係機関との連携を進めます。

5 復興支援事業の実施

応急仮設住宅等生活相談支援業務については、地域福祉コーディネーター、地域生活支援員等を配置し、応急仮設住宅、復興公営住宅を中心に相談支援、訪問支援事業と各種情報提供などの生活支援を実施します。また、復興支援活動を行うNPOやボランティアへの活動支援として、共同募金の住民支え合い活動助成事業等への協力を引き続き行います。

生活支援体制整備事業については、昨年度に引き続き、地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターを兼務し、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域組織等の担い手と連携及び協力を推進します。

III 実施事業

1 総務部門

(1) 法人運営関係

- 理事会（年4回予定）
- 評議員会（年4回予定）
- 評議員選任解任委員会
- 寄付金配分委員会
- 地域福祉推進委員会（各支所実施）
- 会員管理（会費関係事務）
- 財務・労務・財産（物品）管理
- 石巻市地域福祉計画（第3期）への参画
- 第3次地域福祉活動計画に基づく事業評価及び進行管理
- 第2次経営基盤強化の評価と進行管理

(2) 広報活動

- 社協広報紙発行（年6回・全戸配布）
- ウェブサイト（ホームページ）運用

- (3) 人材育成
 - 職員研修
 - 各種実習生受入
- (4) 共同募金委員会の運営支援
 - 共同募金運動

2 地域福祉活動部門

- (1) 地域福祉事業
 - 地域福祉啓発活動事業（福祉フォーラム、地区座談会、出前講座等）
 - 地域福祉コーディネーターによる地域支援活動
 - 地域サロン活動支援事業
 - 福祉協力員活動の支援
 - 高齢者等あんしんカード設置事業
 - 世代間交流事業
 - 子育て支援事業
- (2) 福祉学習支援事業
 - 福祉学習研修事業
 - 福祉学習啓発事業
 - 福祉学習活動助成事業
 - キャップハンディ体験活動等の支援
- (3) 民生委員児童委員協議会並びにブロック民生委員児童委員連絡協議会（石巻市・東松島市・女川町）の運営支援及び事業協働実施
- (4) 福祉団体等運営支援
 - 老人クラブ連合会（市・各支部）
 - 身体障害者福祉協会（市・各支部）
 - 遺族会（石巻女川連絡会・各支部）
 - 社会を明るくする運動石巻市推進委員会（市・各支部）
 - 母子寡婦福祉会（雄勝）
 - 職親会（牡鹿）

3 ボランティアセンター部門

- (1) ボランティアセンター機能強化・関係機関との連携
 - ボランティアセンター運営委員会
 - ボランティア広報、啓発活動事業
 - NPOセンターとの協働事業
- (2) ボランティアの育成と活動支援
 - 各種ボランティア講座・講習会の開催
 - ボランティア登録・活動調整
 - シニア世代のボランティア活動への参加促進
- (3) 災害時支援体制の整備
 - 災害ボランティア登録事業
 - 防災（減災）意識の普及啓発活動
 - 災害ボランティアの登録者への情報提供

- 災害ボランティア等の育成・活動支援
 - ・ 災害ボランティアリーダーの発掘及び育成
 - ・ 災害ボランティア研修開催等
- 災害時ネットワークの強化（関係機関との連携確認）
 - ・ 市民活動者とNPO等との関係性の構築
 - ・ 災害研修等への職員派遣

4 在宅福祉サービス部門

(1) 居宅サービス事業

- 地域包括支援センター事業
 - ・ 地域包括支援センター 2事業所（渡波、北上）
- 居宅介護支援事業
 - ・ 介護プランセンター 5事業所（石巻、渡波、河北、河南・桃生、雄勝・北上）
- 訪問介護事業
 - ・ ホームヘルパーセンター 2事業所（石巻、北部〈河北・雄勝・北上・河南・桃生〉）
- 通所介護事業
 - ・ デイサービスセンター 1事業所（渡波）
- 訪問入浴介護事業
 - ・ 訪問入浴事業 1事業所（河北）
- 就労継続支援B型事業・障害者地域活動支援センター事業
 - ・ 「みどり園」、「かしわホーム」
- 障害者特定相談支援事業
 - ・ 相談支援事業所「すまいる」
- 基幹相談支援センター事業
 - ・ 基幹相談支援センター「くるみ」

(2) 介護予防事業

- 生きがいデイサービス事業
 - ・ 生きがいデイサービス 5地区（石巻、河北、雄勝、河南、北上）

(3) 在宅福祉サービス事業

- 紙おむつ等購入助成事業
 - ・ 在宅の高齢者や障害者等への紙おむつ等購入の助成
- 福祉用具貸出事業
 - ・ 障害者等への介護用ベッド・車椅子貸出の実施

(4) 生活支援サービス事業

- 生活相談所事業
- 福祉貸付金事業
 - ・ 生活安定資金、一時援護資金、生活福祉資金（生活復興支援資金）
- 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）
 - ・ 石巻地域福祉サポートセンター設置運営事業

(5) 老人福祉施設等管理事業

- 河南老人福祉センター指定管理受託事業
- 桃生地域福祉センター指定管理受託事業
- 北上高齢者生活福祉センター指定管理受託事業

5 復興支援部門

(1) 応急仮設住宅等生活相談支援業務

□ 応急仮設住宅（みなし仮設住宅含む）

- ・ 応急仮設住宅の訪問・見守りや入居者の生活相談、関係機関の連絡調整等（セーフティネットの構築）
- ・ 入居者の生活の変化、要援護者の状況把握、新たな課題の把握、関係機関との連絡調整
- ・ 小地域福祉の推進（地域コミュニティ支援）のための住民主体の活動、地域で支え合う関係性づくりの側面支援
- ・ 自立再建へ向けての情報提供及び相談

□ 復興公営住宅

- ・ 相談、介護、生活支援が必要と認められる世帯の把握
- ・ 支援が必要な世帯に対する訪問、声掛け、見守り等
- ・ 入居者及び周辺住民による茶話会等の開催支援
- ・ 住民主体の互助グループの立ち上げ支援
- ・ 支え合いの活動のための人材育成並びに活動拠点、地域コミュニティの拠点づくりのための支援
- ・ 応急仮設住宅等からの円滑な移行支援
- ・ 既存の町内会長、民生委員等の相談、側面支援

□ ささえあいセンター運営（訪問支援事業の総括、サロン事業）

- ・ 総括センター及び拠点センターにおける訪問支援事業の総括及び生活相談支援、関係機関との連携
- ・ ささえあいセンター（仮設住宅集会所及び談話室等）運営

(2) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）

□ 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務

□ 元気な高齢者が介護サービス提供者となるための事業等の立ち上げ支援や担い手となるための情報提供

□ 住民主体の通所型サービスBや地域介護予防活動支援の担い手の養成やマッチング

□ 地域包括支援センターとの連携

□ 石巻市生活支援・介護予防体制整備推進協議会への参加

□ 日常生活圏域へ設置する協議体に関する業務